

大阪府環境審議会水質部会運営要領

第1 趣 旨

この要領は、大阪府環境審議会条例(平成6年大阪府条例第7号。以下「条例」という。)第6条第1項第2号の規定により大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)に設置する水質部会(以下「部会」という。)の組織及び運営について定める。

第2 所掌事項等

部会は、水質に係る次の事項について、審議を行うとともに、必要に応じて審議会に報告を行う。

- (1) 水質汚濁防止法第三条第三項の規定により排水基準を定める条例(昭和49年条例第8号)及び大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年条例第6号)に基づく排水基準の設定
- (2) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第4条の3の規定に基づく総量削減計画の作成
- (3) 水質汚濁防止法第4条の5の規定に基づく総量規制基準の設定
- (4) 水質汚濁防止法第16条第1項に規定する測定計画の作成
- (5) 環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定に基づく水質の汚濁に係る環境基準の類型当てはめ
- (6) 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第4条の規定に基づく府県計画の作成
- (7) (2) 及び (6) の推進に資する事業の審査に関する事
- (8) その他、水質の保全に関する事項

第3 組 織

1 部会は、条例第6条第3項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- 一 条例第2条第1項第1号に規定する委員 4人以内
- 二 条例第3条第2項に規定する専門委員 若干名

2 部会に部会長を置く。部会長は、条例第6条第4項の規定により会長が指名する。

3 部会長は、部会に属する委員及び専門委員の所掌する事項をあらかじめ定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第4 会 議

1 部会の会議は、部会長が審議事項に応じた所掌事項を担当する委員及び専門委員を招集し、部会長がその議長となる。

2 部会は、審議事項に応じた所掌事項を担当する委員及び専門委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2の(1)、(3)、(4)、(7)に係る部会の決議については、条例第6条第7項に定めるところにより、審議会の決議とする。ただし、審議会の会長が審議会の議事とすることを必要と認めた場合はこの限りではない。

5 部会長は、部会で決議した事項については、次の審議会に報告しなければならない。

第5 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月27日から施行する。

大阪府環境審議会水質部会委員名簿

氏 名	役 職	環境審議会 委員	環境審議会 専門委員	備考
藤原 拓	京都大学大学院教授	○ (部会長)		
島田 洋子	京都大学大学院准教授	○ (部会長代理)		
益田 晴恵	大阪公立大学特任教授	○		
中谷 祐介	大阪大学大学院准教授		○	
堀 正和	水産研究・教育機構グループ長		○	※

※大阪府環境審議会水質部会運営要領第2所掌事項等の（6）及び（7）のうち
（6）の推進に資する事業の審査に関することについて所掌する。